



佐賀県公報

平成17年
7月11日
(月曜日)
第12628号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- ◎佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱の一部改正 (三九二・商工課) 一
- ヨ一ネ病の発生 (三九三・畜産課) 一
- 道路の区域の変更 (三九四・道路課) 一
- ” (三九五・ ”) 二
- 道路の供用開始 (三九六・ ”) 二
- 道路の区域の変更 (三九七・ ”) 二
- 道路の供用開始 (三九八・ ”) 三
- オシロスコープの購入に係る一般競争入札 (新産業課) 三

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百九十二号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱(平成八年佐賀県告示第六十五号)の一部を次のように改正する。

平成十七年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

別表の経営革新支援貸付の経営革新資金の項の貸付対象の欄中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」を「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十号)附則第四条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に改め、同表の経営安定化貸付の事業再生資金の項中

有担保 年0.94 パーセント ト以内 無担保 年1.01 パーセント ト以内	を	有担保 年0.94 パーセント ト以内 無担保 年1.01 パーセント ト以内	1 原則として、 月賦償還とする。 2 2年以内(運転資金にあっては、1年以内)の据置期間を置くことができる。	に改める。
--	---	--	---	-------

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県告示第三百九十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病に係る届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

病名	区分	発生日	発生場所	発生頭数	適用
ヨ一ネ病	患畜	平成一七年七月一日	唐津市	二頭	乳用牛

◎佐賀県告示第三百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月十一日から平成十七年八月十日まで佐賀県交通部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区間		変更前 後の別	区域 幅員		延長 メートル
	前	後		メートル	メートル	
県道 半田鬼塚線	唐津市原字笹原一四一一番二地 先から 唐津市原字笹原一三八九番四地 先まで	後	四〇・五 、 一二・〇	一四七・〇		
		前				

●佐賀県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月十一日から平成十七年八月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区間		変更前 後の別	区域 幅員		延長 メートル
	前	後		メートル	メートル	
県道 中野武雄線	武雄市朝日町大字甘久字柳瀬九 五四番八地先から 武雄市武雄町大字富岡字山下一 一五〇三番三地先まで	後	一九・〇 、 八・〇	八六・〇		
		前	九・八 、 七・一	七八・〇		

●佐賀県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月十一日から平成十七年八月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中野武雄線	武雄市朝日町大字甘久字柳瀬九五四番八地先から 武雄市武雄町大字富岡字山下一一五〇三番三地先 まで	平成一七・七・一一

●佐賀県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年七月十一日から平成十七年八月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区間		変更前 後の別	区域 幅員		延長 メートル
	前	後		メートル	メートル	
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字中津隈字 三本黒木四四番三地先から 三養基郡上峰町大字坊所字下津 毛一四八番一地先まで	後	三〇・四 、 七・八	四一三・九		
		前	二九・八 、 七・二	四一三・九		

◎佐賀県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年七月十一日から平成十七年八月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年七月十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字中津隈字三本黒木四四番三 地先から 三養基郡上峰町大字坊所字下津毛一四八番一地先 まで	平成一七・七・一

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月11日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

オシロスコープ 3台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成17年8月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成17年7月19日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年7月19日16時までに上記

2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成17年7月25日17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟61号会議室

(2) 期限

平成17年7月26日10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

(2) 日時

平成17年7月26日10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号に

より免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該競争について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

11 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。